

## 第六章 治安と消防

### 一 藩政時代の治安

#### 1 治安の概要

戦国時代の治安は、その土地所有者にとって、自領の守りを主体としたものであって、立憲・司法・行政の三権ともに領主の独裁によって行なわれていた。領主も藩制のような大きなものではなく、各地に群雄割拠して小さく分轄されていた。現久万町の地域では少なくとも一〇人の領主がいたようである。領民は半武、半農であったから領主の思うままの政治が行われた。生も死も領主の意のままであった。しかし、領主もまた民の協力がなくてはなり立たなかった。したがって領主と住民は不即不離の存在であった。

徳川の世になってからは、父二峰・下野尻を除いた久万山は、松山藩に属して、大藩の藩主に治められていた。これまでの小さな領主は敗軍になって野に下り、武士ではなくて百姓の長の形で地方を治めていた。地方行政官である代官の命に従って治安も担当した。百姓は五人組頭の制度によってお互いを監視し、もし罪人が出ると一家はもちろん、五人組全員の責任となって、重い罰を受け、時には土地に住めなくなるようなこともあった。このような制度は住民の権利を守ったものではなく為政者の特権を守るだけのものであった。

#### 2 郷 筒

藩の地方行政官の代官は世によく知られている存在であるが、その下に司法権を持って地方に居住し、銃砲や刀剣などの取締りから地方官の護衛などの任務を持つ郷筒がいた。郷筒は、郷、村の銃砲数など常に把握しており、猟師の使う猟師筒は郷筒のもとに登録されており、その他の威筒や同心筒を預かっていた。

任免は藩において行われ、給米は八俵から一〇俵をもらい、改庄屋や大庄屋の内から若手で、しかも功績のあったものから任命された例が多く、「久万山手鑑」によってその任免を見ると次のとおりである。

#### 一、郷 筒 儀右衛門

先郷筒仁右衛門享保四（一、七一九）亥年役儀御免ニ付後改同年五月ヨリ被仰付二人扶持方被下置相勤申候

#### 一、御手代 船 草 八郎右衛門

旧日之浦之郷筒役相勤罷有寛文三（一六六三）卯年久万町村罷越六年相勤八年申年御手代役被仰付



郷筒鈴木儀左衛門の墓

一、大庄屋

梅木久右衛門

但寛文二二(一六七二) 子年郷筒役並宗右衛門下役被仰付、七鳥村に罷有元禄一五年午年迄三一年相勤同年大庄屋役被仰付、久万町村江罷出、正徳三巳年迄一二年相勤

一、郷筒

伝吉

貞享元(一六八四) 子年五月二七日、郷筒役宗下役人ヨリ仰付 式人扶持方被下置候但先郷筒役儀御免被仰付候

一、大庄屋

船草 彦兵衛

但元禄一四(一七〇二) を年郷筒役被仰付、享保七(一七二二) 寅年八月御奉行河原仁左衛門様、御奉行竹内市左衛門御登山之節、御代官竹村平八殿ヨリ同改役被仰渡後郷筒兼役高二人扶持被下置刀御免、久万町村住居被仰付候

一、郷筒

善藏

寛保二(一七四二) 戌年五月役儀被仰付

以上は東明神村、久万町村の例である。享保四年五月に任命されている儀右衛門はさきの郷筒仁右衛門の子である。この儀右衛門の在勤中に松山藩第五代城主定英の久万山御廻領があり、三月二七日から三日間護衛役を務めている。この儀右衛門の曾孫に当たる儀左衛門の時代にも安政五年に御廻領があつて、その前年の秋、下検分が行われたが、この時の功績によって、苗字、帯刀が許され、鈴木儀左衛門と名乗り、代々郷筒職をついでいる。そして、久万山の玄関口である三坂峠に住居を命ぜられ、そこに住みつき明治初年まで続いた。明治初年土族、平民の制度ができた時は代々郷筒職であり、しかも苗字、帯刀を許された家柄であることから、鈴木家は士分ということで土族となつた。

その他の郷筒はだいたい一代名誉職であつたために、たとえ改庄屋、

大庄屋職を務めた人であっても、明治初年に在職してなかつたものは平民となるのがふつうであつた。御手代となつた船草八郎右衛門は、手代というのがそもそも、代官の下役の武士であつたので郷筒から、武士になつたことを意味するのである。

その他西明神村・入野村・菅生村などには、郷筒はいなかつた。現久万町では三坂と、久万山会所(大庄屋役所)、畑野川の三か所において、郷筒のいない村では、城主の御廻領や、巡見使、代官などの久万山登山の節などには、仮郷筒が任命されて護衛をした例も多く見られている。

寛政元年(一七八九) 巡見使登山の節の、郷筒が管理していた銃砲数が左のとおり記録されている。

一、鉄砲数

四三二挺

久万山

内

一六挺

同心筒

一九〇挺

威筒

二二六挺

獵師筒

とあり、寛保の「久万山手鑑」によると各村別鉄砲数は、不明の村もあるが左のとおりとなつている。

村別	合計	村別	合計
東明神	一七	菅生	一四
西明神	六	畑野川	一七
野尻	一	直瀬	二一

## 二 維新後の治安

### 1 久万警察署の沿革

明治六年 内務省令により、久万警察署の前身である石鉄県第一七大区取締番所が久万町村に設置される。

明治十年 取締番所は松山警察署に統合、久万町村を含む上浮穴郡は、松山警察署久万分署と美川村日之浦分署に分割。

明治十三年 美川村に設置されていた日之浦分署は久万分署に統合、同署は日之浦駐在所となる。

明治十九年 松山警察署から独立、久万警察署が設置される。

以来、多少の改革を経ながら、昭和二十一年戦後の警察制度の大改革まで、久万警察署が上浮穴郡一円を管轄し、消防衛生、治安維持の任務にあたる。

昭和二年 戦後第一回の警察制度の大改革により、久万町に自治体警察である久万警察署が発足、一方、久万町を除く上浮穴郡一円は国家地方警察上浮穴地区警察署が併設され、郡内に二本立ての警察行政がしかれる。併せて消防行政は自治体に移管される。

昭和二六年 自治体警察である久万警察署は廃止、上浮穴地区警察署に統合。昭和二九年 自治体警察の全面廃止、県警察の発足等、戦後二回目の大改革により国家地方警察上浮穴地区警察署は愛媛県警察署に改められ、上浮穴郡全域を管轄することとなり現在に至る。

### 2 警察制度

#### ア 国家警察

内務省ができてから、国内の治安の維持に同省が当たることとなり、



旧久万警察署正面玄関

屯所、柳井川村へ第二支屯所を置き、久万町村の本屯所支配下となつた。

明治八年四月に取締番人を邏卒と改称することになった。続いて、同年一〇月巡査と改称された。しかし、邏卒の名称は長く明治中期ごろまで、人々の間では呼ばれていた。

明治九年には制服、制帽を着用することになって名実ともに警察官ができたが、当時の服装装備等を参考にみると、次のとおりである。

各府県に警察係を置く事を指令した。そこで、明治六年二月

一〇日、現在の久万警察署（取締番人）が発足した。石鉄県（愛

媛県）ではさっそく県庁内に警察係を設置し、各大区に取締番

人を配置した。上浮穴郡は、当

時一七大区であったので、当然

取締番人が配置されたが、久万

山は地域が広く取締りにも不

便をきたすので、久万町村に本

屯所が置かれ、七鳥村に第一支

屯所を置き、久万町村の本屯所支配下となつた。

明治九年二月二九日

警察係事務取扱節目附録第十一号

巡査被服器具保存期限表

品名	保存期	品名	保存期
帽子	六ヶ月	靴	六ヶ月
冬上衣	老ヶ年	長靴	老ヶ年
同袴	老ヶ年	白革胴古	老ヶ年
大羅沙外套雨具	老ヶ年	捕縛縄	三ヶ月
メリヤス肌衣	四ヶ月	呼子笛	三ヶ月
同股引	四ヶ月	提灯又は提ランプ	六ヶ月
夏上衣	六ヶ月	棒(長サ三尺五寸)	三ヶ月
同袴	六ヶ月	靴	半ヶ月
帽子	老ヶ年	真鍮帽章	三ヶ月
帽子	六ヶ月	手帳	六ヶ月

その後警察出張所が警察署に昇格し、同時に屯所の統廃合も行われて、久万屯所下の二つの支屯所が廃止され、明治一〇年二月に松山警察署久万分署と、日ノ浦分署が新たに誕生した。

久万分署は、当時久万町村旧庄屋敷にあった屯所を、旧久万山会所に移転した。翌年松山警察署が県庁内より南堀端へ移転し、分署は規模によって一等・二等の階級をもって唱することが布達されて、これと同じに久万分署は一等に、日ノ浦分署は二等になった。二年後には、一、二等の呼称が廃止され、久万分署はそのまま残り、日ノ浦分署は交番所となつて、久万分署の管轄下に置かれ、久万分署の第一号の駐在所に

なつた。

久万分署署長は一等巡査村井篤忠であつた。明治一五年一二月、警棒を廃して帯剣を使用した。当時の久万分署員は一五名であつた。

明治一九年一月一六日、分署は久万警察署として独立し、町村制実施と同時に各村にできた駐在所を加えて、上浮穴郡全域の治安の維持、消防・衛生等の任務を受け持つこととなり現在にいたつている。

久万警察署管内は比較的、住民が純朴であつたので、殺伐な事件は少なかつた。しかし衛生思想は低く、その普及徹底には苦勞が多かつた。年一回の大掃除には一戸一戸民家を検査して回つたり、伝染病発生ともなると、不眠不休で防疫・消毒・隔離などに努めた。そのため、久万警察署では二人の殉職者を出した。

故巡査部長巡査 清水喜行

氏ハ愛媛県松山市ノ士族ニシテ明治一四年八月二日愛媛県巡査ヲ拜命シ其ノ後累進シテ明治二三年一〇月一五日巡査部長トナリ当署在勤ノ命ヲ受ク性人朴直温良学ヲ好ミ殊ニ職務ヲ勉勵大ニ人民ノ信頼ヲ受ク、赴任ノ際偶々管内久万町・父二峰・菅生ノ各村ニ虎利刺病発生シ蔓延ノ状アルヲ以テ卒先防疫ノ術ニ当リ各村巡視シ患家ニ臨ミ消毒、隔離ノ方法ヲ指示シ人民ニ対シ防疫上ノ心得ヲ論ス等日夜奔走ノ効空シカラズ一般ノ病勢稍々減退ノ兆アリシカ不幸同月二九日同病ニ感染シ療養其ノ効ナク一月一日暝ス子時四二遺骨ハ松山市大字唐人町二丁目竜音寺境内ニ葬ル官之レヲ悼ミ弔祭料並ニ遺族扶助料等ヲ賜フ

故巡査 岩崎清吉

氏ハ愛媛県新居郡西条町大字明屋敷ニ生レ明治二七年八月一八日愛媛県巡査ニ奉職シ当署詰トナル、明治二九年八月五日管内弘形村ニ赤痢患者三名統発

シ爾後日々蔓延ノ兆アリ、予防消毒ノ事務ニ従事シ日夜奔走寝食ヲ忘レ精勵其ノ職務ニ務ム、而シテ病勢激甚伝染ノ系統甚ダ著シキヲ以テ君ノ初メテ同村ニ臨ムヤ先ヅ不完備ノ避病舎ヲ整理シ隠蔽患者数名ヲ発見シ予防撰生ノ方ガ不幸同月一五日同病ニ感染シ療養中薬石効ナク同月二四日午前一一時瞑ス君性温良事ニ当リテ属セス又常ニ信ヲ衆人ニ得タリ此時二四、官賜フニ療治料、祭祝料、遺族扶助料ヲ以テス

時ノ知事小牧昌葉表ニ撰シ石ヲ建テ之ヲ録ス  
現在も、久万警察署内に右の二つの額を掲げて両氏を悼んでいる。また、風俗取締り等に関しても郡内各町村に対して、助言や取締りを行っていたことも、周知のことであるが、一般社会生活の場においてもいろいろと助言を行っていたのである。大正一二年久万警察署の書類による

と、つぎのとおりである。

#### 風俗ノ改善

久万警察署管内ニハ葬儀ノ際、部落民喪家ニ集合シ愁嘆ノ陰ニ隠レテ濫リニ飲食ヲ為ス弊害アリ為一ケ年二名以上モ死者ヲ出サバ中流以上ノ家庭モ忽チニシテ破産スルノ状況ナリ、殊ニ葬儀ノ会飲食ハ各種伝染病ノ媒介ヲ為スト言フ俟ザル処ナリ依ツテ這ノ弊害ヲ根本的ニ改善スベク各念仏講組ヲシテ絶対的申合ヲナサシメ贈答品、飲食ノ限度等ヲ規約制度シタリ

- #### 父ニ峰駐在所の沿革
- 一、明治一九年一月 父ニ峰村ニ駐在所ヲ置カレ露峰橋組村田忠蔵方部屋ニテ事務ヲ執ル
  - 一、明治三一年一月ヨリ橋詰組白石兵次郎方二階ニ移転ス
  - 一、明治三二年五月 白石兵次郎個人ニテ露峰二〇番地ニ駐在所ヲ新築シ移転セリ
  - 一、明治四三年五月 駐在所家賃ヲ廃セラル
  - 一、大正四年四月 本村駐在所庁舎ハ破瓦甚敷ニヨリ建築協議スルトコロアリシガ議決シ、工費三百円平家建瓦葺坪数一四坪五合、位置選定ニツイテハ当時署長野口竹三郎氏自ヲ出張シ、字早ノ瀬甲三六二番地ヲ選定シ敷地ハ大字露峰部落ヨリ寄附シ五月一日起工同年八月六日落成之ニ移転ス
- #### 事件
- 一、大正三年四月九日……大字露峰陽室扶私病、猖獗ヲ極メ大字父野川へ蔓延シ、初発以來患者二名ノ多キニ達シ、一〇月一四日ニ至リ終熄セリ
  - 一、大正三年四月九日……大字父野川寺居勇次郎方ヨリ出火シ、同家ヲ全焼ス
  - 一、大正三年四月三〇日……夜大字二名小松一男方ヨリ出火シ、折柄就寝中一名ハ、避難スルノ辺ナク焼死シ、本家附属建物等四棟ヲ全焼シ慘状ヲ極ム
  - 一、大正三年五月一九日……大字二名帯石厩舎ヨリ出火シ一棟ヲ全焼シタリ
  - 一、大正四年五月二八日……夜八時頃大字二名字上厚出火シ、延焼シ一四棟全焼セリ、原因失火損害約壹万円ナリ
  - 一、大正五年二月二六日……午後二時頃、大字二名字永久駄屋ヨリ出火シ、八戸ヲ全焼ス原因怨ミニヨル放火
  - 一、大正五年五月一九日……午後四時頃大字露峰字橋詰ニテ小学生川中へ顛落シ水勢ニ推流サレ溺死セントスルヲ救助シタル、大字同所大野銀衛一五



現在の久万警察署全景（平成元年5月）

年(尋常高等小学校二年生)ハ上浮穴郡長、及び父二峰村長ヨリ賞与ヲ享受セリ

一、大正一〇年一〇月一五日……本村消防組ハ優良消防組ト認メラレ金馬廉ヲ授与セラレタリ

一、昭和六年一月五日……本村消防組ハ優良消防組ト認メラレ第二条金馬廉ヲ授与サル

川瀬駐在所沿革

一、明治二四年……当部落ハ全直瀬及ヒ畑野川ノ二部落ニ別レ居タルモ、町村制実施ト共ニ川瀬村トシ当時ヨリ巡查駐在所ヲ設置シ、久万警察署ノ管轄トナリ部内ノ警察事務ヲ補助スルコトナリタリ

一、明治三五年八月一日……川瀬警察官駐在所ト名称変更ス

一、明治四三年八月……部内上畑野川ニ伝染病(赤痢、腸窒扶私)発生シ伝播ノ兆アリ、久万警察署ヨリ巡查浜野大吉、同玉井秀弘、出張予防警戒ニ従事ス

一、患者人員及ビ死亡数左表ノ通り

病名	患者数	転帰数	死亡数
赤痢	九	五	四
腸チフス	二	二	〇

一、消防組の設置……従来当村ニハ消防組織ナク、火災警防上必要ニ付大ニ勧誘シ明治四五年ニ部内大字畑野川、同直瀬ニ各唧筒一台及附属品ヲ購入シ消防組ヲ設置シ之ヲ併セテ、公設川瀬村消防組トシタリ

備考……大正元年八月六日、本県告示第一〇号ヲ以テ川瀬村消防組設置ス

一、明治四五年八月……上畑野川字赤杖及ヒ岩川ノ二部落ニ伝染病(腸チフス)患者発生、予防警戒ニ従事ス、患者人員等左ノ通り

左記

病名	患者数	転帰数	死亡数
腸チフス	七	七	〇

一、大正三年

一、火災 家屋 一 山林 三 変死者 四

一、大暴風雨……本年九月一七日 暴風雨起リ被害渺カラサリキ

一、大正四年

一、衛生事項

伝染病ハ腸窒扶私患者菌保有者計四人アリ、行路病人及同死亡人四人アリ、変死人三名アリ

伝染病予防費三九〇円五〇銭支出セリ

一、昭和三四年四月一日

久万町・父二峰・川瀬・仕七川ノ一部合併シ久万町トナリ

久万町川瀬駐在所ト名称変更シ、旧川瀬村全域ト旧久万町大字管生中之村、旧仕七川横谷地区ヲ川瀬巡查駐在所受持区ニ編入

一、昭和三六年三月一日

久万町大字直瀬、松本英作請負ニヨリ総工費六五万余円ニテ木造平家建テ、モルタル塗、新築落成ス

本建築物 一九・二五坪

倉庫 三・〇坪

明神駐在所の沿革

一、明治二五年……東明神一六三四番地ニ初メテ駐在所ヲ設置ス

一、明治二六年……東明神七三〇番地ニ移転

一、明治三七年七月……所在地ニ移転

一、昭和一九年四月一日……明神巡查駐在所ト改称ス

一、昭和二三年三月七日……自治警察発足ニヨリ久万警察署明神巡查駐在所トナル

一、昭和二六年一〇月……新二国家地方警察上浮穴地区警察署明神巡查駐在所トナル

一、昭和三二年一月一日……明神駐在所ヲ新築現在ニ到ル

一、昭和三九年四月一日……駐在所ノ名称ガ警察官駐在所ト改メラレル

### イ 自治警察

昭和二二年九月、マッカーサーより片山首相に「警察行政の根本的改造」が命令された。これによってこれまでの為政者の権力を維持するための制度、つまり、「御用」の十手から、昭和のサーベル時代にいたる間、国民を威圧してきた警察が、一八〇度の転換をして、警察官は国民、県民の奉仕者となった。

自治警察を設置する基準は、人口五〇〇〇人以上の市、町、村であつて、しかも、その人口の七〇％以上が密集していることが条件であつた。久万町も他の該当の市町村と同じく、「警察が自分たちのものになる」ということで、自治警察の誘致運動を行い、二二年二月九日、正式に認可されて開署のはこびとなった。

久万町ではさつそく準備にとりかかり、昭和三二年一月、町長高野義唯は町議会の承認のもとに「公安委員」を任命して、その第一歩を踏み出した。これら公安委員の手によってその後の準備が進められた。

公安委員の選任にあたっては、他の市町村では公職追放令のあおりで、人材難であつたが、幸い久万町では、人材を得て選任することができた。次の諸氏である。

田中 執

矢内省 吾



元久万町自治体警察署

現在上浮穴郡町村会館（平成元年）  
上浮穴郡生活環境事務組合、凶荒予備組合、土地開発公社、事務所

宇都宮 音吉

山之内 伊三郎

委員の互選によって田中執が委員長に就任した。

久万町警察では発足にあたり、

一、久万町条例の制定

一、警察署庁舎の建築

一、署員の人選

等の問題解決が急がれた。公安委員会は日夜会合を開いて、これらの問題に取り組み、条例作成のかたわら、署員の人選につとめた。警察官も薄給の時代で、内職もやむを得ないと、警察庁長官が言明したり、家族にアルバイトを世話したりしていた時代であつたので「郷里に住めて転

勤がない」などの理由で、案外簡単に署員の配置はできたようである。

庁舎は、国家警察久万警察署の二階を間借りして発足した。

昭和二十三年一月四日に、久万小学校前に庁舎新築の議案を議会に提出して、議決、工事に取りかかった。

構 造 木造瓦葺二階建  
建 坪 五六坪  
建築工費 七〇万円  
宅地購入費 二〇万円

二四年の春には、新庁舎に移転して事業を遂行した。

関係書類を記すと、

昭和二十三年三月二十九日

議案第一六号

警察職員の設定及び警察署の位置名称管轄区域に関する条例

第一条 久万町警察署に左の職員を置く。

警察吏員

警察長 一人

巡査部長 二人

巡 査 六人

その他警察職員

警察書記 一人

第二条 警察長は警察署長を兼ねる。

第三条 警察長の事故がある時、または欠けたる時は上席の警察吏員がその職務を代理する。

警察長は部下に其の事務の一部を代理させることが出来る。

第四条 巡査部長は警察署長の命を受け警察事務に従事し部下の巡査を指揮

監督する。

第五条 巡査は上司の指揮監督を受け警察事務に従事する。

第六条 警察書記は上司の命を受け事務に従事する。

第七条 警察署の名称は「久万町警察署」とし久万町大字四九二番地に置く、

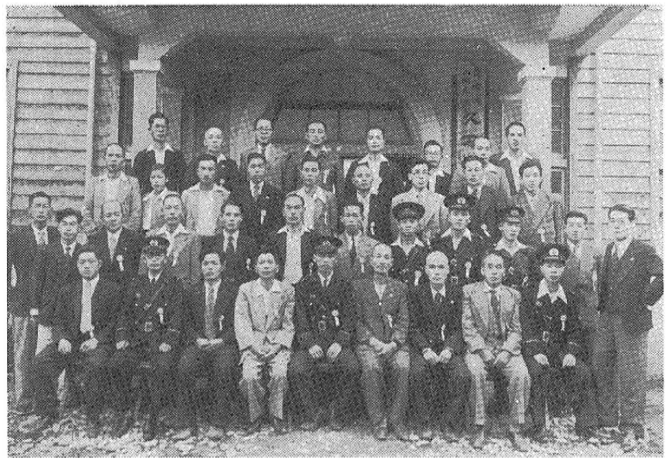
久万町の区域を以って其の管轄区域とする。

第八条 この条例施行に關し必要な事項は公安委員会がこれを定める。

附 則

この条例は警察法施行の日からこれを施行する。

昭和二十四年一月一二日提出



自治警察開署式（昭和26年 9月27日）



久万町警察設置条例改正

第二条 巡査部長三名とあるを警部補一名、巡査部長二名に

警察署長は警部補とあるを警部の職にあるものに改める。

昭和二四年中警察執行務の概況書

久万町警察署

署員の配置状況

警務主管

勤務の別	職名	氏名
警察長(署長)	警部	河野坂嘉
警務・警備・交通主任	巡査部長	佐伯三郎
捜査・防犯・経済主任	"	岡本豊春
捜査防犯係	巡査	金子守雄
"	"	金子時夫
所在地 第一区外勤	巡査部長	村上源一
" 第二区 "	巡査	高市久雄
" 第三区(明神)外勤	"	平田国一
内勤	巡査	楠本平八
防犯捜査内勤	書記	大野久雄

一、教養訓練の状況

二、賞 罰

交通主管

一、交通指導取締状況

二、交通事故

三、労組の活動状況

鑑識施設現況 司法主管

一、暗 室 一室

第六章 治安と消防

二、写真機 一台

三、指紋採取器 一台

四、足跡採取器 一台

刑法犯検挙状況

一、管内事件

(1) 発 生 四〇件

(2) 検 挙 三六件

内 人員 五一人 犯罪件数 一〇二件

(3) 検挙率 九〇%

(4) 未検挙 四件 継続捜査中

備 考

保護事件、微罪処分事件は本表に含まない。

二、管外事件

(1) 発 生 五件

(2) 検 挙 五件

三、悪質特異事犯

(1) 麻薬強盗 一件

(2) 殺人未遂 一件

(3) ○○○商の多額詐欺 一件

(4) ○○○新聞支局長の多額詐欺 一件

(5) 自動車タイヤ窃盗 一件

(6) 終戦時の混乱期利用多額窃盗 一件

(7) 悪質少年窃盗 一件

(8) 常習賭博 二件

(1) 発 生 二四件

行政犯検挙状況

(2) 検 挙 二四件

一、管内保安警察対象者現況

(一) 古物営業関係

(1) 古物商 居商五 居商兼行商 三六

従業者 三

(二) 質屋営業

三 遊戯所 二

(三) 風俗営業

遊技場 一

(四) 危険物営業

火薬商 一

(五) 狩猟営業

銃砲等所持許可者 五五

(六) 刀 剣 類

銃 銃 数 五八

(六) 刀 剣 類

刀剣所持許可者 三五

このように、自治警察は発足以来、かなりの成果をおさめてきたが、反面、顔役たちの「もらいさげ」「もみ消し」「国警とのナワ張り争い」など、任務遂行上かなりの支障もあった。そのため、昭和二六年、住民投票で存廃についての賛否を聞いた結果、廃止と決まり、三年半の短時日をもって閉署するにいたった。



自治警察署全景

### 三 消防団の変遷

#### 1 消 防 組

旧久万町では、明治四四年四月に消防組が結成された。結成の翌年四月に久万町住安町に大火があつて警察署をはじめ、民家二三戸が全焼し罹災者七六名を出したことなどに刺激されて、明神村・川瀬村・父二峰村で次々と結成を見るにいたつた。しかし、久万町における消防組織及び装備は、明治三六年の県の統計書をみると次のような記録がある。

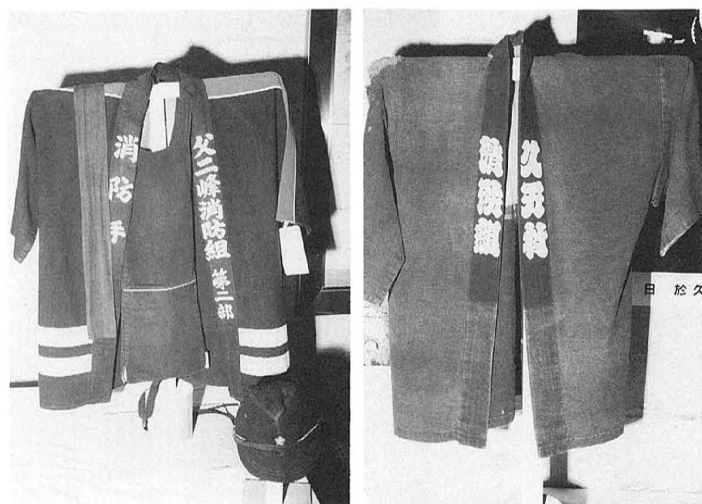
組 員	三三人
梯 子	二
ポンプ	一
水 桶	六二
掛矢樋	三
鳶 口	一二
マトイ	一
其 他	九七

これをもてみてもわかるように、久万町内では以前から自主的な消防組織を作つて、非常の備えができていたものと思われる。とにかく明治四四年には久万町の消防組として新たに発足したのである。その長となる者を「組頭」と称し、部長、小頭、消防手の段階があり、警察の下部組織であった。任免権は、警察署長がもっていた。ほとんど無報酬であった。品行の点については特に厳選された組員であり、名誉な職として一般住民からは尊敬されていた。

消防組は火災での出動はもちろんであるが、その他水害、地震等の場

合にも出勤してよく住民を助けた。更に、重大犯人等が逃亡した時の山狩りから、家出人の捜査にまで協力した。また、大雪の日には消防組が雪をはねて学童のために道を作って通す仕事までしていた。このように任務以外に社会奉仕まで買って出て働くことが消防組員の本分と心得ていたといっても、過言ではあるまい。

法被はっぴ 股引ももひき、地下足袋姿で小学校の校庭での訓練は小学生の心を引きつけるものであった。ポンプ操作方から梯子のり、放火訓練と、出初式



消防組の服装

の行事は、はなやかなものであった。マトイにつけた金馬簾は武勲を示すものであって、その数の多いのが自慢とされていた。消防組の結成当時は手押しポンプが重要な装備であって、その他は手桶といって布製の水桶と蔦口ぐらいのものであった。久万消防組は大正一五年にガソリン

ポンプ一台を備えた。続いて、昭和六年に二台目が購入され、次第に充実されはじめたが、昭和一〇年を過ぎたころから軍需景気で、軍需工場へ若人が、また兵役に服する者も多くなって、人手不足が目立ってきた。戦時体制下にはいった昭和一三年からは防空訓練がはじまり、翌一四年の警防団誕生まで消防組は続いた。警防団から消防団と変わった今日、消防組名残りの団服が残っているものもある。

## 2 警防団

### ア 防空訓練

昭和一四年一〇月、国民精神総動員によって国内はすべて戦時体制に切り換えられた。防空法は、日中戦争が全面的な規模になった時から、大々的な空の守りを行い、昭和一三年四月に灯火管制規則が公布されるからは、強制的な防空訓練が続けられることになった。

昭和一四年四月、これまでの消防組は改組して新たに警防団となり、町内の治安の維持や、戦時下郷土の防衛に当たることになった。そして、軍・警察と緊密な連携のもとに防空訓練を実施し、町民に対して防空思想の普及につとめた。

久万警防団は、団長一名・副団長二名・各分団に分団長一名、各小集落に(町内)班長がいて、その下に班員一〇名ぐらいの編成であった。明神村・川瀬村・父二峰村共に、編成はほぼ同じ状態であり、町・村にいる青、壮年は全員警防団員であった。

各小集落では、家庭防火組の結成がすすめられて防空班長をつくり、各家庭ではバケツ・防火用水・ムシロ・火たたき・スコップ・ハンゴの防空七ツ道具を玄関にきちんと整備して置くことになっていた。また隣

組や防空班を通じて、爆音のききとり方、機種の見分け方、防空壕の作り方から、爆弾、焼夷弾の知識についてまでの講習会を行って、防空意識の昂揚につとめるなど、警防団活動は実にめざましいものがあつた。

消防組の当時から始められた防空訓練は、警防団に引きつがれてから、ますます戦局が重大化するに正比例してたび重ねて行われ、町民に徹底した防空知識を教育した。警戒警報発令と同時に、家庭では、ムシロを用水にひたし、竹竿の先に縄をしばりつけたボンデンの火たたきを水につけて待機した。また、衣料切符・主食配給通帳・弾丸切手・戦時債券・預金通帳・実印などの貴重品を小袋につめた「非常持出」を背負うというぐあいであつた。それぞれの防空壕には、簡単な寝具や、食糧をたくわえていて、老人や子供は直ちに防空壕に退避し、その他の元気なものは全員家庭内で待機して次の命令を待っていた。「焼夷彈落下」の聲で飛び出し現場にかけつける。火を噴く焼夷彈を見つけて、「ぬれむしろ」をかぶせて火力をおさえ、その上から砂をかけて完全に消す。柱・フスマ・障子に飛び散つた炎は、用意の火たたきで火の粉をたたきおとす。天井板が一番燃えやすいということで、天井板をはずした家も多かつた。

「訓練警戒警報」のサイレンが夜空に無気味にひびきわたると、家庭では夕食中でも、病人がいても、電球に黒いおおいをかけ、窓には残らず暗幕をたらしした。隣組の防空班長がゲートル・国民服・戦斗帽・防空頭巾という勇ましい姿で、メガホンを片手に町内をくまなく点検する。「訓練警戒警報発令」と連呼する。「〇〇さんあかりがもれていますよ。」と戸外から名指しで注意する。

「訓練空襲警報発令」であかりはすべて消される。家族は全員息をつめて次の指示を待ち、身のまわりを整とんし、伝令、救護・避難の誘導にと、それぞれの任務につく。一方では、石油カン・バケツをたたく音がけたたましく町内を駆けめぐる。「空襲、退避」の指示で老人、子どもは防空壕へ、「焼夷彈落下延焼中」でバケツリレー、間もなく「訓練空襲警報解除」これで人々はほっとするのであるがそれもわずかの時間であつた。次にどんな号令が家族の生活を追いたてるか予想もつかない毎日であつた。

昼は、また、一戸に一人の出動でバケツの注水訓練が行われた。高くはられた標的に向かって、かけつけながらバケツの水をかける。少しでも遠距離から、水が飛散せず、かたまりになって標的に当たるよう訓練が繰り返されたが、町民もよくこれにたえて、実際に空襲に会つた場合にそなえていた。これらの訓練に参加しなかつたものは、「非国民」から「国賊」に、警報下にあかりをもらした家は、「敵機に信号を送るスパイ」と大まじめに指弾するほど、隣組は「相互監視」の組織になつていった。それは、警防団がその間にあつての活躍を示すものである。

#### イ 松山大空襲

昭和二〇年七月二十六日、この日は朝から薄ぐもりで涼しい日であつた。小学生を送りだしてほつとした八時過ぎ警戒警報が発令され、一時間もしたころ解除となつた。このころになると、前年の秋から一八〇回にも及んでいる警戒警報であつたので、久万町民もだいぶんなれっこになつていた。その折も夕方までに四回の警報が出されて夜にはいった。

夜一―時二五分、五回目の警戒警報が菊ヶ森の久万監視所の報告によ

り、防空本部から発令された。情報によると、

「B29の編隊、数十機は宿毛（高知県）沖に集結しつつ豊後水道を東北に向かうものごとし」

ということであった。

中、四国全県と九州に警戒警報が発令されたものであったが、警報直後の二六分には全県下に空襲警報が発令され、佐田岬から愛媛県を縦断する様相を見せてきた。

いつものように豊後水道を通過して瀬戸内海に抜けるコースとはいくぶん違っていているということで、「これはあぶない、松山か？ 新居浜か？」と、緊張が松山市民の間に走った。

あかり一つない息をつめた松山市の上空にパッと照明弾、松山城の天守閣も灯火管制でかくされた市街も、住宅も、瞬間に裸身をさらけ出された。空襲警報が発令されてからわずかに四分たらずで「グリーン」と空も庄する音だけが市民の耳にはいった。

新町に第一弾、あたりの民家がふっ飛んだ。防空壕から飛びだして、必死の消火をこころみたのもつかの間、頭上から雨のように焼夷弾がふりそそいだ。宮田町も旭町周辺からもパッと火の手があがった。

二番機、三番機と松山の上空をぞんぶんに舞うB29、五〇〇キ爆弾、一〇〇機の焼夷弾が無差別にふりまかれて、キナ臭いにおいが全市にひろがり、「泣きさけぶ声」「にげまどう姿」その中をかけぬぐる警防団員、市民は白昼のようなあかるさのなかを、しだいに水を求め、幅の広い道路をさがして逃げはじめた。

はじめのうちは、平素の訓練どおりに受け持ち区域で、救助と消火の

体制を固めていた。しかし、周辺部からあがる火の手と、空から無数に降る焼夷弾の雨は、全市をまたたく間に炎でつつみ、区域ごと、警察や警防団との連絡も瞬時にたちきってしまった。

昭和十三年の灯火管制からまる七年間、婦女子まで動員して続けた、統制と規律の防空訓練の成果も、全市に及ぶ大火には手のつくしやうもなく、各自が荷物をかたいで飛びだしていった。その市民の上にはふりそそぐ焼夷弾、これには抗しようもなかったのである。

久万警防団では、松山からの要請によって救援に行くことになり、久万警察署の岡添部長を隊長として、団長田村輝雄の指揮のもとに、三台のトラックに、三台のポンプと団員が分乗する予定で、久万町役場前に整列、人員点呼を終わったが、まだ自動車の準備ができなかった。そのころの自動車は代燃といって木炭で走る車で、元火から木炭につけ、木炭を入れたタンクが充分火になってからでないと動かなかった。団員は、直ちに集合したが、こんなことで出発がおくれ夜中を過ぎてから出発した。

出発はしても、空襲下にライトを照らすことは危険であるので、松山市のもえ上がる炎の光をたよりにのろのろ運転であった。

明神まで行った時、駐在所で「久万警防団は直ちに引き返して町内の警備に当たれ」と、誤った命令が伝えられたために引き返し、また、あわてて出発した。

明神の一、二分団にも、同じ救援の命令が伝えられていた。明神では、田中副団長を隊長として、徒歩で三坂旧道越しで松山へ向かった。

久万・明神の分団とも森松についた時には火災も終わりに近く見えた。

ポンプを森松橋下に置いて団員のみが松山へ向かった。

東雲小学校だけでも大型爆弾二三個、小型は数知れず落とされていた。各町内でも、一弾二弾は日ごろの訓練が効をそうしてよく消しとめたが、万策つきて、重信川・石手川の各堤防や、山越・山西などの郊外の山に難を避ける人のむれでござったがえしていた。やけどを負って、はだか同然の人、すでに息をひきとった乳飲み児をすっかりだいて、髪をふり乱して狂う母親、ぬれぶとんをかぶった人、子どものゆくえをさがして阿修羅のようにかける人、死体があちこちにころがり、なかには横たわったままからだの一部をかすかに動かし油脂に焼かれている人も見かけた。逃げまどう後から、前から焼夷弾の雨、その上、道路も家財も運ぼうとして途中で捨てた荷車や、荷物でふさがれ混乱はなおいっそう大きくなった。全市を一挙に燃えあがらせる熱気が、避難民のからだを焼き、人々は用水を見つけては頭からかぶり、城壕の中はあとからあとから飛びこむ人で埋まった。

空襲は二時間半に及んだ。久万警防団が本部を置いた立花橋横の石手川土手から、朝日がのぼるころには全市の道すじが図面のように見渡せた。わずかに残った建物は、県庁・市庁・裁判所・図書館・日本銀行ぐらいのものであった。

久万警防団員は、後統車で送りとどけられたたき出しのにぎりめしを食べた後、直ちに県庁前に全員集合し、県警察の命令によって、避難民の救護、久万から持って来たたき出しの分配を行った。あちこちでくすぶる煙と油脂のにおいがたちこめ、死体が日光をうけてふくれ上がって光っていた。

ボロボロの衣服に焼けたからだをひきずって、焼け跡に二人、三人と帰ってきはじめた。市民の顔は人間のそれではなかった。

それらの人を見つけては、一人一人たき出しを配って回った。被災者たちは、焼け落ちたわが家のあとに腰をおろし、ただぼうぜんと、たきだしのにぎりめしをほおぼっていた。

### 3 消防団

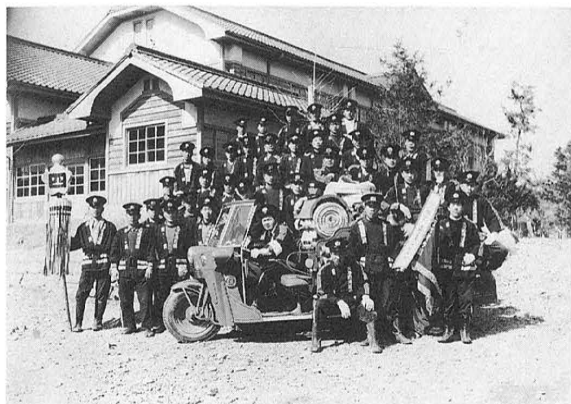
#### ア 合併前の消防団

##### ○ 結成当時

終戦後、警防団は解散することになり、団長以下全員辞表を提出した。警防団当時は、物資不足と若人の不足による団員の老齢化が目立っていたが、新たに編成されることになった消防団は、終戦によってにわか増加した

復員軍人・徴用解除者・疎開者等の若人によって編成された。団長には、経験と手腕、信望によって山之内敬義が選任された。

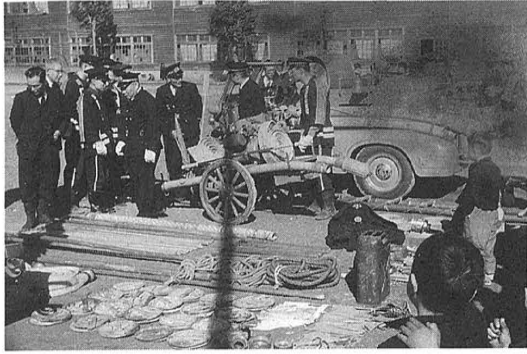
新たに編成された消防団は、前述のように団員は若返り、しかも、ほとんどの団員は復員軍人や軍事訓練を受けているもので占めら



合併前の久万町消防団 昭和30年2月16日(久万中学校前)

れ、紀律・統制などの面については実に目を見はるものがあり、町民の信望を集める結果となった。水防法の布告によって、久万町では、消防団が水防団も肩がわりすることになって、火災・水防の両面で活躍をすることになった。

このように団員は更新され立派で申し分のない編成になった反面、その装備たるやまことにはずかしい貧弱なものであった。長い戦時下にあつて極端に物資は不足し、耐乏生活は警防団も例外ではなかったため、施設・装備は老朽化し、消防団の主力であるポンプも使用に耐えかねる状態で早急に装備の改善が必要とされていた。町民の間でも、火事場に臨んでじゅうぶん役に立たないポンプには不満を感じ出し、やがては、消防団の不信を述べる者さえも出るにいたつた。また、団員の間にあつ



出初式の機械器具点検

ても装備の貧弱性と、そのため思うような活躍が制限されるので不満もあらわれ、団の運営におもしろくない様相が見え出した。

幹部の者はこれを深く心配して、早急に装備の改善方を町当局に要望することを役員会で決定し、町長・町議会に陳情することにした。

昭和二五年二月一四日、団長山之内敬義は、副団長、分団長

とともに、第三回久万町臨時議会に出席して、町長井部栄治、議長久野謙三をはじめ、議会人、町理事者全員を前に、消防団の現状を報告するとともに、ガソリン自動車ポンプの必要性を熱涙をこめて陳述し、この際町当局においては、何を置いてもまずさきにガソリン自動車ポンプ一台の購入が先決であることを要望した。

この時に陳情した昭和二四年度消防団の実態は次のとおりである。

- 一、受付件数 八八件
- 二、発信件数 五二件
- 三、火災件数 一件
- 林野火災 一件
- 損害見積 一万円
- 四、ガソリンポンプ 三台
- 森田式手挽四輪ガソリンポンプ 三台
- 内 一台 使用に耐えず

- 五、団員数
- 団長 一名
- 副団長 二名
- 分団長 五名
- 班長 二五名
- 団員 二一五名
- 計 二四八名

○消防団と興行

消防団結成当時、久万町の大字久万を中心とした第二分団は、分団長高岡晋作のもとに団員約八〇名をもって編成され、団結力と精鋭をもつて知られた分団であった。



出初式における表彰風景

本団においては、町財政の貧弱性もあり、長く戦時下であつて耐乏の生活を余儀なくされてきたため、各分団の詰所や、ポンプ蔵置所も荒廢するにまかせて、修復もできていない状態であつた。そこで、团长山之内敬義は、蔵置所や詰所の改修が必要であることを痛感し、町当局に対してたびたび陳情や申請をこころみた。町としては、当時の

条例によって、かかる事業は

町民の寄付金をもつて充てることになつており、合わせて町財政の貧弱性もあつて、町費をもつて施行することは困難であつた。そこで、消防

団としては自力によつて、ポンプ蔵置所や、団員詰所の改修を行い、合わせて、「団員相互救済資金」の積立事業も急を要すると考えた。そこで、何とかして収入のある事業を行いたいものと、役員会を再度にわたつて開いた。その結果、日本大相撲一行を迎えて興行することになつた。团长山之内敬義は、単身で、巡業中の大相撲を高知に訪ねて交渉した結果、快諾を得たので急ぎ久方に帰つた。その翌々日、先発の準備役

が乗り込み、あわただしく土俵の準備を行つた。一方では、各団員の協力によつて、郡内各消防団に依頼して前売券の販売から、観覧席の組み立て等を行い、昭和二五年二月八日、一日限りの開幕となつた。

当日は、長い間の耐乏生活を余儀なくされていた町民はもちろん、川瀬村、父二峰村をはじめ郡内外の各村より多くの見物人が早朝から押し寄せ、開始時間前にはすでに満員締切りという盛況ぶりであつた。しめ出された大観衆は、運動場のあちこちで行われている力士の野げいこを見て満足するといった状態であつた。久しぶりに町民は満足感を味わい、興行主である消防団に対して感謝の念さえいだくにいたつた。

しかしながら、消防団ではこの興行について、必ずしも問題がなかったわけではなく、各分団の協力的体制から必要経費等の面についても分団に意見の相違があつた。そこで、こうした事業を消防団として継続することは困難として、これを一回で中止することに決まつた。

第二分団では、前記事業については主役で推進した関係もあり、意見はあくまでも統一されていたので、第二分団単独事業として今後を行うことを決定した。そして、日本大相撲大関吉葉山一行の興行をはじめ、映画・浪曲などの興行は一〇回にもおよんだ。いずれも超一流のものばかりであつた。

特に浪曲などの場合は、久万町などの山間には来ることのないような超一流の浪曲師が一〇名も揃つた大興行であつたため、第二分団の興行は郡内でも有名なものとなつていた。その後は、テレビの普及によつて興行の必要もなくなり、町自体でも相互扶助や救済資金も条例によつて積立てができることになつた。そこで、第二分団では剰余金をもつて高知方面に研修旅行をして清算をした。



イ 合併後の消防団

○久万町消防団の発足

昭和三十四年三月三十一日、久万町の合併により旧町村消防団（久万町二〇三名、川瀬村一三七名、父二峰村一二三名）を解団し、これに美川村の一部植谷地区を合併して、四分団一一部・定員四八〇名からなる久万町消防団を結成した。同年四月三日、結団式を挙げて団長に佐伯清文を選任、消防機材（三輪ポンプ一台・手引動力ポンプ一台・小型動力ポンプ二七台）を配置し、名実共に充実した久万町消防団を発足させたわけである。

○第一次消防団機構改革

昭和四〇年四月一日、消防団機構の再編成により、四分団一一部・定員三七五名となる。

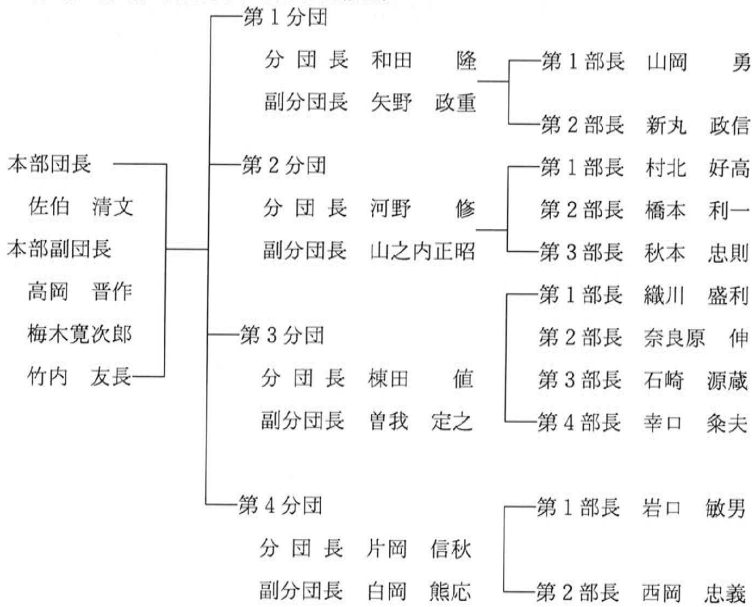
この再編成問題は、消防団幹部や消防委員によって重要な問題として取り上げられ、関係者が先進町村の研修視察などを行い、約一ヶ年にわたって慎重審議し改革を行ったのである。

再編成した理由としては、

①過疎化により、地域によって団員の確保が難しく、分団単位の人数の均衡がとれなくなったこと。

合併当初における消防団機構及び装備

幹部名簿（昭和34年4月3日結団）



装備状況及び定員（昭和34年4月1日）

種別 所属	三輪 ポンプ	手引動力 ポンプ	小型動力 ポンプ	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部				台	1	3						4
第1分団			7	7			1	1	2	15	100	120
第2分団	1		5	6			1	1	3	13	79	97
第3分団		1	7	8			1	1	4	19	112	137
第4分団			8	8			1	1	2	8	110	122
計	1	1	27	29	1	3	4	4	11	55	401	480

②ポンプ自動車の購入により、配置上の問題について基本的に検討する必要が生じたこと。

③道路網が整備されたこと。④小型動力ポンプが充実したこと等が挙げられている。

また、小型動力ポンプは年次計画によって更新し、ポンプ車やポンプ積載車も年次的に購入配置して、消防機材の充実を図ってきた。



愛媛県消防操法大会（自動三輪車ポンプの部）優勝  
第2分団第1部 昭和36年3月21日 久万公民館前

ポンプ自動車購入	三十七年一月	配置場所	第二分団第一部
ポンプ積載車購入	四十九年一月	第一分団第三部（配置替）	
"	四八年二月	配置場所	第二分団第一部
"	四四年八月	"	第一分団第一部
"	四五年一月	"	第三分団第一部
"	四六年九月	"	第二分団第一部
"	"	"	第三分団第三部
"	四七年二月	"	第四分団第一部
"	"	"	第四分団第三部
"	四九年九月	"	第三分団第一部

機構改革による久万町消防団編成表（昭和40年4月1日現在）

分 団	部	ポンプ 台 数	員 数				地 区 名	戸 数
			部長	班長	団員	計		
第1分団 分 団 長 1 副分団長 1	第1部	2	1	3	27	31	東明神	戸 299
	第2部	2	1	3	27	31	西明神・入野	258
	第3部	3	1	3	26	30	住安・本町・古町・辻・北村 槻沢・高野	357
第2分団 分 団 長 1 副分団長 1	第1部	ポンプ 車 1	1	4	25	30	桂町・福井町・曙町・緑ヶ丘 中ノ上・中ノ下・中通・東国	439
	第2部	3	1	3	26	30	大谷・上ノ一・二・中・下 日切・宮ノ前・馬酔谷	289
	第3部	2	1	2	18	21	中野村・楨谷	61
第3分団 分 団 長 1 副分団長 1	第1部	3	1	3	28	32	下畑野川	269
	第2部	2	1	2	23	26	上直瀬	285
	第3部	2	1	2	18	21	下直瀬	89
	第4部	2	1	2	23	26	上畑野川	167
第4分団 分 団 長 1 副分団長 1	第1部	4	1	3	38	42	二名	226
	第2部	4	1	4	36	41	父野川・露峰	282
合 計		30 ポンプ車 1	12	34	315	361		3,021

○第二次消防団機構改革

昭和四八年四月一日、消防団機構の再々編成により、四分団一四部となり、現在に至っている。定員は三二五名となる。

昭和四四年ごろから消防力の増強、特に機動力の整備を重点とした年次計画を立てて、ポンプ積載車などの装備の強化を図ってきた。ポンプ積載車の購入により、団員の配置と削減が検討され、今回の機構改革となった。

○第三次消防団機構改革

昭和五三年四月一日、時代の要請により上浮穴郡内五ヶ町村による広域の常備消防、上浮穴消防本部・消防署が久万町大字上野尻に設立され、消防職員二八名で業務を開始した。

広域常時消防署の設立や消防機材の整備充実、行政改革等により、昭和五九年頃から団員削減について消防団幹部会や消防委員会で検討の結果、昭和六〇年度から三ヶ年計画で約五〇名の削減を決定した。このことにより、昭

第2次機構改革による装備及び定員（昭和50年4月1日）

階級別 所属	ポンプ車	ポンプ 積載車	ポンプ	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部				1	1						2
第1分団	1	1	4			1	1	3	10	64	79
第2分団	1	1	4			1	1	3	11	56	72
第3分団		3	8			1	1	4	9	71	86
第4分団		2	8			1	1	4	8	72	86
計	2	7	24	1	1	4	4	14	38	263	325

久万町消防団機構及び装備（平成元年4月1日現在）

○消防団幹部名簿



和六三年九月定例議会において定員二七五名となる。  
当町は石油貯蔵施設立地対策等交付金の対象区域に該当するため、昭和五三年度からこの事業を実施して、年次計画により小型動力ポンプ・ポンプ積載車・車載無線機等を更新・整備することができた。

裝備状況及び定員

種別 所属	ポンプ車	ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ	団長	副団長	分団長	副分 団長	部長	班長	団員	計
本部	(指令車)			1	1						2
第1分団	1	2	4			1	1	3	10	53	68
第2分団	1	1	4			1	1	3	11	45	61
第3分団		4	8			1	1	4	8	60	74
第4分団		2	8			1	1	4	8	56	70
計	2	9	24	1	1	4	4	14	37	214	275

歴代消防団長

- 第一代(佐伯) 清文  
(昭和34年4月3日～昭和40年12月17日)
- 第二代 河野 修  
(昭和41年1月6日～昭和46年7月11日)
- 第三代 土居 章衛  
(昭和46年7月12日～昭和53年4月11日)
- 第四代(西岡) 忠義  
(昭和53年4月12日～昭和63年5月26日)
- 第五代 大崎 武  
(昭和63年6月15日～現在)

主な石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

- 昭和五三年度 小型動力ポンプ 二台 入野・二名
  - 昭和五四年度 ポンプ積載車・車庫 各一 東明神
  - 昭和五五年度 " " " 上畑野川
  - 昭和五六年度 小型動力ポンプ 三台 上野尻・上下畑野川
  - 昭和五七年度 小型動力ポンプ 三台 西明神・下畑野川・下直瀬
  - 昭和五八年度 ポンプ付積載車(リモコン) 一台 西明神
  - 昭和五九年度 広報指令車 一台 車載無線機 五台
  - 昭和六〇年度 小型動力ポンプ 三台 上野尻・中ノ村・上直瀬
  - 昭和六一年度 車載無線機 六台 ポンプ積載車 一台 下畑野川
  - 昭和六二年度 ポンプ積載車 二台 下直瀬・二名
  - 昭和六三年度 " " 上野尻・露峰
- 久万町消防団表彰歴
- 昭和三七年 一月 八日 愛媛県消防協会 竿頭綬
  - 昭和三八年 二月 一日 日本消防協会 竿頭綬
  - 昭和四〇年 二月 一日 " 表彰旗
  - 昭和四九年 一月 八日 愛媛県知事 竿頭綬
  - 昭和五三年 五月 二九日 " 表彰旗
  - 昭和五四年 三月 五日 消防庁長官 竿頭綬

4 合併後における火災及び災害発生一覧表

発生年月日			種別状況
年	月	日	
三四	八	一二	台風六号による家屋浸水、川瀬地区、久万地区団員出動警備
三五	三	六	入野、重藤市次郎所有林火災、夫人全身火傷
	四	九	東明神本組上笠松城跡、山林火災
	五	三一	上野尻中組、山林火災
	六	一一	下畑野川、石田忠夫氏家屋火災全焼
三六	四	一	父野川芋坂地区、山林火災
	四	七	菊ヶ森、山林火災
	七	三一	直瀬、加藤明雄氏家屋火災 二棟全焼
	八	三〇	菅生榎の沢、大堀武雄火災 二棟全焼
三七	一	一五	住安町、四棟全焼
	二	三	積雪のための被害、野尻家畜保健所、西明神、田中氏宅倒壊
	三	一四	榎の沢、町有林火災
	五	二二	露峰引地、町有林火災
	一	一	東明神皿木、山林火災
三八	一	七	小田町官有林狼ヶ城、山林火災
	一	一五	積雪のため、上野尻住宅一棟大破
	二	七	伊与鉄バス車庫積雪のため倒壊
	二	七	入野、丸野産業火災
	二	八	二名富重、谷脇武満氏家屋火災、子供三人焼死
	八	八	台風九号、水防本部設置警備に当たる。
三九	二	七	西明神、清水建設事務所火災
	五	一七	伊予銀行社宅、風呂場より出火(ほや)
	八	二四	瀬戸、山田氏宅出火
	九	二四	直瀬、台風二〇号による人家損壊、一名死亡、一名重傷
四〇	三	九	下直瀬、山林火災

発生年月日			種別状況
年	月	日	
	五	一七	三坂、清水建設飯場全焼
	六	一三	曙町、上浮穴統合伝染病棟全焼
	七	二九	入野、日野奏氏の隠居宅全焼、東明神高山、山林火災
	九	一五	台風二四号により水防本部設置
	二	二六	宮の前、家屋火災(ほや)
四一	四	二	入野、作業場火災
	四	一六	下畑野川、今井氏宅火災全焼
	八	二〇	入野、重藤氏宅火災
	八	二六	下畑野川、山林火災
四二	五	二	露峰中村、山林火災
	七	一七	下野尻、西野氏宅火災
	八	九	台風七号により水防本部設置
四三	四	一	上畑野川、山林火災
	六	一八	入野、山林火災
	七	一	二名、亀ヶ谷県有林、町有林火災
	七	二	台風三号により行方不明者(二名) 捜索 六日高知県にて一名発見(死亡)
	七	二七	台風四号により水防本部設置
四五	三	一八	上直瀬、小倉、大野氏宅納屋全半焼
	八	一六	露峰、白石優氏宅火災
	二	九	二名、旧父二峰支所火災全焼
	四	九	直瀬、段王武志氏宅火災
	四	二九	上畑野川皿ヶ嶺国有林火災
	五	二七	直瀬本谷、山林火災
	七	二	高知県吾川郡、自動車事故による行方不明者捜索
	八	一五	一四日発見(死亡)
	八	二一	入野、中田製材ポイラー室火災
	八	二一	台風一〇号により水防本部設置

年	発生年月日		種別状況
	月	日	
四六	一一	二二	福井町、山之内友樹氏宅火災
	一一	二八	菅生、井上範雄氏宅納屋火災
	一一	一一	西明神榎の川、大野義雄氏宅火災
	一一	一七	下畑野川紅吉、山林火災
	一一	二一	東明神野地、山林火災
	一一	二二	直瀬、石丸正助所有山林火災
	一一	二六	菅生榎谷、山林火災
	一一	二七	東明神三坂、山林火災
四七	一一	二二	東明神小皿木、山林火災
	一一	一八	菅生榎の沢、採石事務所火災
	一一	一七	菅生榎谷、山林火災
	一一	二四	上畑野川河ノ内、山林火災
	一一	二一	台風九号により水防本部設置
	一一	二一	菅生北村、藤社照美氏宅養蚕室火災
	一一	二五	上野尻日切、菅 武督氏宅火災(ほや)
四八	一一	二七	二名保育所火災
	一一	二七	二名瀬戸、山林火災
	一一	一一	菅生宮ノ前、平塚高志氏宅火災
	一一	一七	二名、井上週一氏宅火災
	一一	一五	菅生中通、浅木 勉氏宅納屋火災(ほや)
四九	一一	二二	森林組合川瀬支所製材火災(ほや)
	一一	三一	上畑野川岩川、渡部良夫氏宅乾燥場火災
	一一	三三	入野、明星 榮氏宅火災
	一一	二二	緑ヶ丘、十川幸太郎氏宅火災
	一一	三〇	入野、行方不明者捜索
	一一	二五	菅生中通、堀部八郎氏宅火災
	一一	一三	二名東条、山林火災
五〇	一一	二八	曙町、山之内光子氏宅火災
	一一	二二	露峰若宮、山林火災

年	発生年月日		種別状況
	月	日	
五一	一一	二四	下畑野川西峰、山林火災
	一一	一一	台風一七号により水防本部設置
	一一	一八	下野尻、山崎 茂氏宅火災
五二	一一	二〇	二名、寺岡茂貴氏宅納屋火災(ほや)
	一一	二四	曙町、高木正道氏宅火災
	一一	二二	東明神、石丸縫製作業場火災
	一一	二二	久万町辻、大野トミエ所有空家火災
	一一	二二	入野、中田製材作業場火災(ほや)
五三	一一	二六	直瀬、古岩屋大師岳、山林火災
	一一	一一	入野、中田製材所工場火災
	一一	一一	下畑野川、河合 山林火災
五四	一一	一四	久万町、寺尾一郎作業場火災
	一一	一四	上畑野川、渡部盛勝氏住宅火災
	一一	一七	入野、中田製材所製材工場火災
五五	一一	二四	上野尻、土居孝雄氏住宅火災
	一一	二五	二名、山林火災
	一一	一一	東明神、大野隆則氏作業場火災
	一一	一一	上野尻、大野勝己氏作業場火災
	一一	一一	直瀬、大野定久氏宅風呂場火災(ほや)
	一一	一一	久万町、川田林七氏住宅火災
五六	一一	二二	東明神、伊予鉄観光三坂ドライブイン火災(ほや)
	一一	二二	久万町、富田英明氏住宅火災(ほや)
	一一	二二	久万町、檜垣俊雄氏住宅火災(ほや)
	一一	二七	菅生、日ノ西嘉喜雄氏宅火災
	一一	二七	下野尻、大野廣之氏作業場火災
	一一	二七	二名、山林火災
	一一	二七	上畑野川、山林火災
	一一	二七	下畑野川、山林火災
	一一	一〇	西明神、金子卓二氏宅倉庫火災

五七	一	二五	東明神、露口正照氏宅空家火災
	二	一五	菅生、下駄場山林火災
	三	一三	菅生、藤原晴茂氏住宅火災
	三	二六	露峰、梅原カズミ氏住宅火災
	四	二八	久万町、ハトウチ山林火災
	五	二二	入野、県農業試験場物置火災(ぼや)
	五	二二	下野尻、長田材木店作業場火災
	六	二八	露峰、山林火災
	六	二九	直瀬、峠山林火災
	九	二二	二名、稲田茂氏所有倉庫火災
	九	一一	下畑野川、青木武男氏所有物置火災
	九	一三	父野川、馬ノ地山林火災
五八	一	二九	上野尻、田中久子氏宅火災
	二	一五	菅生、白川健三氏宅納屋火災
	四	一七	上畑野川、石田貞喜氏住宅火災
	四	二二	二名、山中義雄氏稚茸乾燥室火災
	〇	二二	直瀬、菅兼吉氏稚茸乾燥室火災
	〇	一四	下畑野川、日野朝雄氏住宅火災
五九	二	一八	東明神、渡部光良氏宅風呂場火災
	二	二	直瀬、大野義徳氏住宅火災
	二	一四	直瀬、脇本 万雄氏住宅(空家)火災
六〇	二	二六	西明神、金子基綱氏所有倉庫火災
	二	二	菅生、宇都宮光氏所有倉庫火災
	四	一一	久万町、大西キンエ氏住宅火災
	四	五	上畑野川、国有林山林火災
六一	一	二二	久万町、木村ヤス子氏住宅火災
	二	三〇	久万町、岡本弘忠氏住宅火災
	三	二八	露峰、光石功氏住宅火災
	三	九	菅生、熊代一氏住宅火災
六二	一	一八	露峰、中田千年氏住宅火災(ぼや)
	一	〇	菅生、竹森留子氏住宅火災
	三	一一	入野、富永光義氏住宅火災

第六章 治安と消防

元	六三	五	一九
四	四	八	二八
三	二	一	一六
四	六	二	三一
二	四	一	二二
一	二	一	一四
二	一	一	五
二	一	二	一九
二	二	一	二一
二	二	一	二八
入野、大野満徳氏住宅火災	入野、県森連貯木場で火災(ぼや)	直瀬、古岩屋きのご園作業場火災	下畑野川サガ山、山林火災
	久万町、武田菊氏住宅火災	久万町、坪谷タカエ氏住宅火災	下畑野川、町管住宅風呂場火災(ぼや)
	二名、竹井刷子氏住宅火災	上畑野川、渡部盛勝氏住宅火災	直瀬、宮岡定嗣氏所有倉庫火災

5 常備消防

ア 上浮穴消防本部、署の設立背景

昭和二二年二月二三日、新しく消防組織法が制定され、市町村を単位とした自治体消防の強化充実が図られることになった。

郡部の町村においては地域周辺の市町村による組合立の常設消防を設け、置する方向も検討されはじめた。

時代は広域化、モータリゼーション化し、交通、労働、急病など複雑多面化する災害に備えて救急体制への取り組みが急務となりつつあった。

久万町においては、そうした時代の要請に答えて役場職員による救急業務を昭和五年四月一日より二四時間体制で実施し、広く郡民の安心と安全を図っていた。この事が大きな要因となり組合立の常備消防設置の機運が急激に盛り上がってきた。

合わせて、昭和五年四月、上浮穴郡五ヶ町村が常設消防の設置の政令指定を受けることができた。



上浮穴消防署前の火の用心（常夜灯）と交通事故防止標識

### イ 設 立

創立、昭和五三年四月一日

名称 上浮穴郡生活環境事務組合消防本部、消防署

### 規模及び所在地

消防本部、消防署は、久万町大字上野尻甲九〇番地

鉄筋二階建四三一平方メートル

救急車二台、消防車、小型動力ポンプ積載車、広報車、司令車各一台

美川分駐所 美川村上黒岩二九二〇番地

鉄筋モルタル造、七三平方メートル、救急車一台

小田分駐所 小田町大字町村甲三九番地の六

鉄筋モルタル造、八六平方メートル、救急車一台

全署員 二八名

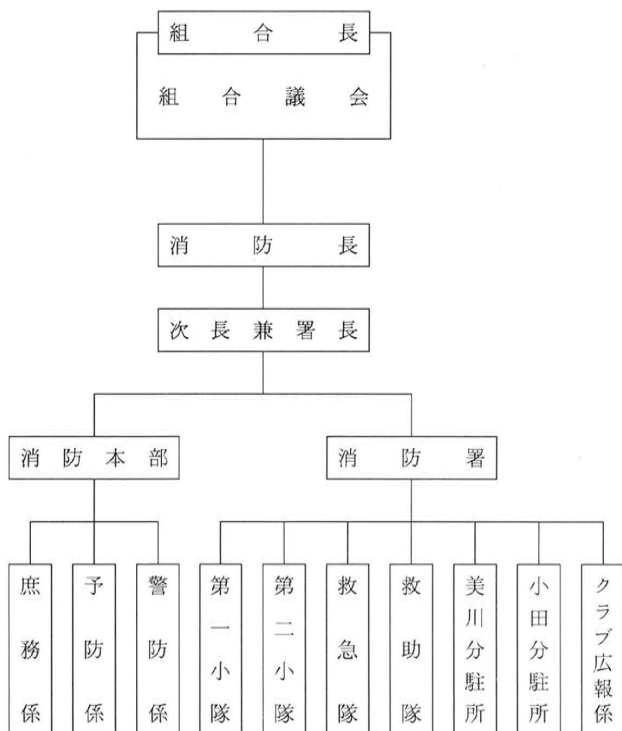
組合長 河野 修（久万町長）

組合議会議員 五ヶ町村長及び議長で構成

初代消防長 山下 岩男（前松山地方局久万事務所長）

時の人口 二二九七九人

### ウ 構 成 図







組合議会（昭和63年3月）

工 組合議会議員名（昭和六二、六三年当時）

区分	職名	氏名	備考
管理者	組合長	河野 日近	久万町長
	副組合長	野澤 房	柳谷村長
議 会	副議長	佐竹 俊夫	久万町収入役
	議長	青森 大正	柳谷村議会議長
	"	中川 木	久万町議会議長
	"	亀野 一	面河村議会議長
	"	竹内 清	面河村助役
	"	林佐 正	柳谷村議会議長
	"	佐林 正	美川村議会議長
	"	林 正	小田町議会議長
	"	渡部 正	柳谷村議会議長
	"	木本 伯	小田町議會議長
	"	田林 野	久万町助役
監査	副監査員	野澤 房	久万町収入役
	監査員	正與 一 貳郎	美川村長

才 上浮穴消防本部、創立からのあゆみ

昭和六年二月 日

事務能率の向上を図り、一部事務組合の行政効果を高めるため、既設の一部事務組合（上浮穴郡統合伝染病棟組合、久万地方清掃事務組合、上浮穴養護老人ホーム組合、上浮穴郡町村財産管理組合）の統合及び複合事務組合設立準備委員会の開催。

上浮穴郡統合伝染病棟組合、久万地方清掃事務組合、上浮穴養護老人ホーム組合、上浮穴郡町村財産管理組合の解散。複合一部事務組合設立が許可される。（愛媛県指令地第 二七一号）

生活様式の変化により、交通及び労災事故等の災害の多様化に伴い、救急需要が増加してきたため、久万町役場職員による救急自動車の運行が開始される。

各種の災害及び救急需要に対処するため、広域による常備消防の設立の機運が高まり、久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町による設立準備に向けての第一回担当者会議が開催される。

消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令に基づき、昭和五三年四月一日から効力を生ずる消防本部及び消防署を置かなければならない町村に指定される。

上浮穴郡生活環境事務組合理約の一部改正を行い、消防組織法に基づく消防事務の実施を規定する。

第一次採用試験及び第二次試験を実施の結果、採用予定



河野 修 組合長



近澤 房男 副組合長

同 五年四月一日

同 五年四月八日

七月八日

同 五年四月八日

同 五年四月八日

七月五日

七月五日

七月三日

七月三日

七月三日

者二六名が発表される。

九月五日 愛媛県消防学校「初任科」へ採用予定者一三名を派遣する。

二月三日 設立準備のため、広報車（ニッサンブルーバード）を購入する。

三月三日 設立準備のため、指令車（ニッサンセドリック）を購入する。

同 五年一月五日

採用予定者一四名による上浮穴郡内の地理、水利、防火対象物及び危険物施設等の調査、消防対象物地図の作成等設立に向けての基礎資料の収集及び作成を開始する。  
愛媛県消防学校「初任科」へ採用予定者一二名を派遣する。

一月六日



愛媛県消防学校での訓練

一月六日 日本損害保険協会より、救急車（2B）一台寄付採納

消防施設整備補助事業により、消防ポンプ自動車（BD I、ニッサンFH六〇、三九五〇cc）を購入する。

二月四日

消防施設整備補助事業により、小型動力ポンプ付積載車（ニッサンHIGN六二〇、一四八〇cc、トーハツB3級）を購入する。

三月七日

愛媛県建設業協会上浮穴支部より、救急車（2B）一台

寄付採納。

三月三日 消防専用超短波無線電話設備（基地局三局、移動局六局、（携帯三））及び気象観測機器を設置する。

三月三日 消防本部・消防署（四三一・一一㎡）・美川分駐所（八一・四五㎡）・小田分駐所（八六・四〇㎡）の庁舎落成、設立式典挙行する。

四月一日 消防職員二八名、消防ポンプ自動車一台、小型動力ポンプ付積載車一台、救急自動車三台、指令車一台、広報車一台の体制にて上浮穴消防本部・上浮穴消防署・美川分駐所・小田分駐所業務を開始する。

初代、山下岩男 消防長就任する。  
久万町より、救急自動車（2B）一台寄付採納



山下岩男消防長



発足時の職員

上浮穴消防本部と久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町消防団との協定の締結。

九月六日 日本船舶振興会より、救急自動車（2B）一台寄付採納  
広域消防体制推進事業により、赤バイク二台購入する。

九月六日

消防専用超短波無線電話機（移動局三局、（携帯二））購入する。  
同 五年二月三日 高知県高吾北広域町村事務組合消防本部と上浮穴郡生活環境事務組合消防本部の間において、救急搬送協定の締結

を行う。

五月三日 消防専用超短波無線電話機（移動局二局、（携帯一））購入する。

二月五日 消防本部・消防署の敷地面積を拡張（合計八三八・八八㎡）して、車庫及び倉庫の増築（鉄骨造二階建七八・一二㎡）を行う。

三月五日 消防専用超短波無線電話機（移動局二局、（携帯二））購入する。

同 五年六月三日 石鎚国定公園における救急救助事象の発生により、隣接の西条市と上浮穴郡生活環境事務組合の間において、救急業務応援協定の締結を行う。

同 五年三月三日 消防専用超短波無線電話機（基地局二局）の増設を実施する。

管轄内の消防無線の不感地帯を解消するため、二町三村に基地局を増設及び改造を実施し、消防本部・署の通信指令室からN T T専用回線を使用して遠隔操作にてコントロールできるシステムを導入する。

六月元日 消防専用超短波無線電話機（基地局一局、移動局一局、（携帯一））購入する。

八月六日 町村との専用回線の利用率の向上と通報体制の合理化及び経費の節減を図るため、庁内放送兼用の私設電話設備を導入する。

同 五年四月一日 消防職員定数条例改正 職員定数三〇名となる。

職員二名採用 消防学校初任科派遣 実員三〇名となる  
石鎚国定公園山頂付近における救急救助事象の発生により、隣接の周桑事務組合と上浮穴郡生活環境事務組合の間において、救急業務応援協定の締結を行う。

同 五年一月三日 消防専用超短波無線電話機（基地局一局）購入する。

消防職員のパライバシーの保護と居住環境の改善のため、仮眠室を個人別のベット方式に改造する。

三月三日 初代 山下 岩男 消防長退任する。

四月一日 二代 中嶋 徹 消防長就任する。

第六章 治安と消防

二月七月

消防施設整備事業により、水槽付消防ポンプ自動車（水ⅡA、二〇〇リットル）及び消防専用超短波無線電話機（移動局一局）購入する。

三月一日

石鎚山系における山岳遭難等の救助事象の増加に伴ない、救助隊の八名を山岳救助隊に併任し、山岳救助資器材八組を購入する。

同 五年一月三日

消防職員定数条例改正 職員定数三一名となる。

職員定数三一名となる。



中嶋 徹消防長



水槽付消防ポンプ自動車



防火広報車



救急車贈呈式

四月一日

消防職員一名採用、消防学校初任科派遣 実員三一名となる

る。

二月九日 広報車の更新（三菱シャリオ、二〇〇〇cc、4輪駆動車）を行う。

二月五日 上浮穴郡婦人防火クラブ連合会へ防火広報車（二〇〇〇cc、9人乗り）を日本防火協会より寄付採納。

三月四日 救急自動車及び消防専用超短波無線電話機（移動局一局）を愛媛県共済農業共同組合連合会より、寄付採納。

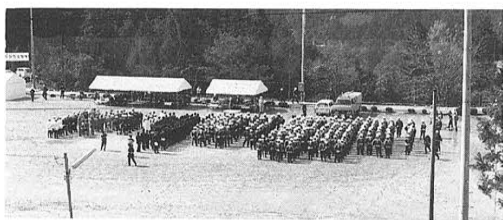
昭和五九年度愛媛県中予地区広域消防訓練を大規模林野火災を想定し、美川村東古味において一五関係機関、四八二名が参加して実施する。

四月一日 大洲、伊予、上浮穴広域消防相互応援協定を締結する。

救助訓練の充実を図るため、建築用足場材により環境センターに七m塔二基、一五m塔一基を設置し、救助訓練場を整備する。

八月二日

車両の増強により、車庫の増築（鉄骨造一階建四七・三



中予広域消防訓練



救助訓練塔

（二m）を行う。

二月一日 消防士長、副士長昇任試験を実施した結果、消防士長三名、消防副士長三名昇任する。

二月一日 事務能率の向上、事務の合理化等を図るため、ワイドプロセッサを導入する。

同六年四月二日 救急自動車（2B）を愛媛県建設業協会上浮穴支部より寄付採納。

九月二日 交通事故、労働災害事故等の増加に伴い、救助事象も複雑化され、かつ迅速化を要求されるため、油圧式救助器具を購入する。

三月三日

広域大規模災害に対処する体制の整備のため、高知県と愛媛県との隣接消防機関、市町村とによる、広域消防応援協定「西部四国山地相互応援協定」へ美川村、面河村とともに加入する。

同三年四月一日 災害覚知の迅速化、確実性の確保のため、面河村、美川村、柳谷村の消防報知専用電話（119番）が消防本部・署で集中管理するシステムを導入する。

五月一日

高知県本川村、嶺北消防事務組合と面河村及び上浮穴郡生活環境事務組合において消防相互応援協定の締結を行う。火災、救急統計、給料計算事務、防火対象物、危険物施



ホルマトロ操作訓練



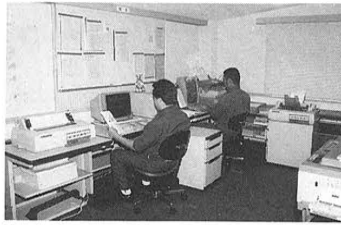
建設協会からの救急車

六月一日

設等の管理の合理化等を図るため、パーソナルコンピュータ（NEC IN 五二〇〇一〇七）を導入する。事務量の増加と職場環境の改善のため、事務所の拡張、書庫、OA機器室の合計七〇㎡を増築する。延べ面積五〇一・一一㎡となる。

大規模な林野火災の多発に伴い、第一回上浮穴郡広域消防訓練（大規模林野火災想定）を小田町小田深山で一関係機関、三二六名が参加して実施する。

二月元日



OA機器室



月一回の署内訓練

同 三年三月三日

消防専用超短波無線電話機に全国共通波（一五〇・七三MHz）を装備する。（移動局四、携帯二）

上浮穴郡林野火災防禦計画基本図（一／二五〇〇）が完成し、隣接する市町村及び関係機関へ配布する。

三月三日

第二代 中嶋 徹 消防長退任する。



平岡新太郎消防長



城戸武士消防署長

四月一日

第三代 平岡新太郎 消防長就任する。

四月一日

第三代 城戸 武士 消防署長就任する。

小田町白杵、上田渡地区の消防報知専用電話（119番）が異なる行政機関（伊予消防）に通報されていたため、通報の遅れ等の問題解決のため、伊予消防の協力を得て、転送システムを導入、消防本部・署管理とする。関係機関との連絡のスピード化と事務の合理化のため、ファクシミリを導入する。

六月六日

FAX〇八九二一二六五六



創立10周年記念式典ご来賓の面々



記念式典主催者席  
上浮穴産業文化会館にて



ウインチ付積載工作車

二月六日

上浮穴消防本部創立十周年記念式典を開く。

郡内、町村長、議会議員、消防関係者、婦人防火クラブ員約三〇〇名が参加し開催する。当日は昨夜来の降雪約二〇センチのため野外演技は中止となるが、屋内では幼年防火クラブ員の防火宣伝など多彩な行事を行う。

可搬ポンプ付野外工作自動車購入 七五〇万円

記念文集、絆、を発行。

創立十周年を記念し、今までの想い出と今後の発展をちか、消防関係者六〇余名の願いをつづる。一二〇頁。

急救自動車一台、日本自動車工業会より寄贈される。小田分駐所へ配車。

平成元年二月一日

二月三日



## 1 過去11年間組合会計決算と消防関係費の割合

(単位 千円)

区分 年度別	一般会計決算額	消防関係費決算額	割合 (%)
53 年 度	240,607	89,733	37.3
54 年 度	323,241	99,263	30.7
55 年 度	331,648	112,049	33.8
56 年 度	612,401	117,023	19.1
57 年 度	347,237	117,571	33.9
58 年 度	369,751	150,870	40.8
59 年 度	364,901	136,129	37.3
60 年 度	356,001	134,302	37.7
61 年 度	368,734	146,330	39.7
62 年 度	507,522	163,607	32.2
63 年 度	(予算) 981,000	(予算) 179,476	20.1

## 2 消防費にかかる1世帯当り及び一人当りの金額

(昭和61年度)

区 分	消 防 費 (千円)	一世帯当りの額 (円)	人口一人当りの額 (円)
久 万 町	84,018	27,857	9,893
面 河 村	25,843	50,772	19,956
美 川 村	55,292	45,247	16,320
柳 谷 村	34,617	46,218	17,240
小 田 町	65,954	41,690	12,958
上 浮 穴 郡	265,724	37,542	13,107

## 3 昭和61年度町村別一般会計決算額と消防費決算額の割合

(単位 千円)

区分 年度別	一般会計決算額	消防費決算額	割合 (%)
久 万 町	3,457,659	84,018	2.4
面 河 村	1,227,437	25,843	2.1
美 川 村	1,687,330	55,292	3.3
柳 谷 村	2,281,449	34,617	1.5
小 田 町	2,439,347	65,954	2.7
合 計	11,093,222	265,724	2.4

1 火災発生状況（昭和53年～63年）

町村 年別	久万町				面河村				美川村				柳谷村				小田町				合計			
	建	林	他	計	建	林	他	計	建	林	他	計	建	林	他	計	建	林	他	計	建	林	他	計
53	1	1	1	3					1		1	1	1	1		2	2	1		3	4	4	1	9
54	2	1		3				1		1	2					3				3	6	1	1	8
55	7	1		8				1		1						3				3	11	1		12
56	6	3		9	1		1	1		1	3				3	5	1		6	16	4		20	
57	8	5		13	1		1	1		1	2	2		1(1)	3	1		1	13	5	2(1)		20	
58	6			6				1	1		2	2			2	2	2		4	11	3		14	
59	3		1	4				2	1		3		1		1	2		2	7	2	1		10	
60	4	1		5		1		1	3		3	3		1(1)	4	5		5	15	2	1(1)		18	
61	5		2	7	2		1(1)	3	1		1				2			2	10		3(1)		13	
62	6		1(1)	7	2			2		1								1(1)	4	11	1	2(2)	14	
63	3			3								2			2	2			2	7			7	
合計	51	12	5	68	6	1	1	8	11	4	2	17	13	2	2	17	30	4	1	35	111	23	11	145

キ 一一年間の火災発生状況と火災の概要

第五編 行政・財政

2 火災概要（昭和53年～63年）

区分	昭和(年) 単位	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	合計	
		火災件数	総件数	9	8	12	20	20	14	10	18	13	14	7
種別	建物	4	6	11	15	13	11	7	15	10	11	7	110	
	林野	4	1	1	5	5	3	2	2	0	1	0	24	
	車両	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	5	
	その他	1	1	0	0	1	0	1	0	0	2	0	6	
建物焼損状況	棟数	4	8	17	20	15	16	9	23	16	18	11	157	
	全焼	2	3	8	12	8	13	9	16	6	9	7	93	
	半焼	0	2	0	2	1	0	0	2	0	1	2	10	
	部分焼	2	3	9	6	6	3	0	5	10	8	2	54	
焼損面積	建物	㎡	101	437	2,199	1,113	617	959	652	1,212	687	855	9,432	
	林野	a	134	180	3	32	39	23	3	304	16	67	0	801
罹災状況	世帯	世帯	1	4	8	8	7	9	5	11	11	13	4	81
	人員	人	2	12	38	30	19	22	10	31	33	33	12	242
	程度	全損	1	3	3	5	4	7	5	6	4	5	2	45
死者	傷者	半損	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	1	6
		小損	0	0	5	3	3	2	0	4	7	5	1	30
		死者	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	0	6
損害状況	種類	傷者	1	0	4	3	5	2	3	1	1	4	0	24
		損害額	3,022	16,743	27,126	29,324	25,421	27,482	17,210	28,298	16,993	34,304	31,684	257,607
		建物	880	13,061	26,852	28,621	23,453	27,322	17,165	27,986	16,409	29,178	31,684	242,611
		林野	1,145	3,500	274	703	339	160	40	0	380	2,628	0	9,169
		車両	0	0	0	0	1,116	0	0	217	174	2,498	0	4,005
その他	997	182	0	0	513	0	5	95	30	0	0	1,822		
建物火災	1件当り損害額	千円	220	2,177	2,441	1,908	1,804	2,484	2,452	1,866	1,641	2,653	4,526	2,205
	1件当り面積	㎡	35	73	200	74	47	87	93	81	69	78	86	86
出火率	%	3.8	3.7	5.5	9.2	9.2	6.4	4.7	9.1	6.6	7.0	3.5	6.2	



3 地区別火災発生状況（昭和53～62年）

種別 地区名	出火件数				焼損面積		焼損 棟数	罹災 世帯	罹災 人員	死傷者		損害額 千円
	総数	建物	林野	他	建物	林野				死	傷	
東明神	4	4			554		4	1	2		1	11,960
西明神	2	2			68		2					676
入野	5	4		1	32		4					2,212
久万町	12	10	1	1	428	8 a	13	9	21	1	3	7,263
野尻	7	5		2	318		6	2	8	1	2	18,575
菅生	7	6	1		483	3	9	6	14	1	2	14,156
上畑野川	5	3	2		486	308	7	4	11	1		10,313
下畑野川	4	2	2		170	180	2	1	6	1	1	16,379
直瀬	7	5	2		396	27	7	1	1		1	11,275
父野川	1		1			2						
露峰	5	3	1	1	127	1	4	3	10			2,830
二名	6	4	2		243	25	4	1	1		3	3,638
久万町	65	48	12	5	3,295㎡	554 a	62	28	74	5	13	99,277
笠方	2	1		1			1	1	1			222
前組	2	2			407	16	4	2	6			5,968
渋草	3	2	1		496	4	7	5	16	1		15,094
中組本組												
若山	1	1			45		1	1	1		1	772
面河村	8	6	1	1	948㎡	20 a	13	9	24	1	2	22,056
有枝	1			1								182
大上	4	3	1		708	100	5	3	9			8,456
黒岩	3	2	1		3	1	2	2	9			663
中黒岩												
沢渡	2	1	1		15	4	1	1	6		1	158
日野浦	1		1			67						2,628
仕出												
七鳥	4	3		1	117		3	2	3			3,645
東藤	2	1	1		137	1	1	1	2		1	2,395
美川村	17	10	5	2	980㎡	173 a	12	9	29		2	18,127
柳井川	5	3		2	180		4	3	15			11,635
西谷	5	5			312		6	3	6			8,949
中津	5	3	2		124	32	3	2	3			1,710
柳谷村	15	11	2	2	616㎡	32 a	13	8	24			22,294
白杵	3	3			569		6	2	7		2	5,073
上田渡	1	1			127		1	1	6			5,381
中田渡	4	3	1		791	1	6	5	27		2	13,927
寺村	5	4		1	43		4	1	6		1	1,646
町立												
南山	4	2	2		112	3	3	1	3			4,479
吉野	2	2			60		2	1	1			1,302
日野川	3	3			177		3	1	1			3,082
大本	2	2			149		3	1	1		1	2,015
上平	1	1			26		1					378
中川	4	3	1		248	18	7	6	15			6,711
上川	2	2			125		2	1	5		1	11,444
上川	2	2			566		8	3	7			8,731
小田町	33	28	4	1	2,993㎡	22 a	46	23	79		7	64,169
上浮穴郡	138	103	24	11	8,832㎡	801 a	146	77	230	6	24	225,923

1 救急活動状況（昭和53年～63年）

年 別	事故種別 項目	合 計	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他			
													転 院	医 師	資 器 材	そ の 他
53	出場件数	279	2		4	43	18	3	33	2		100	50	9		9
	搬送件数	252			2	39	18	3	33	2		102	50			3
	搬送人員	285			2	68	19	3	33	2		103	52			3
54	出場件数	401				51	15	9	65	2	4	159	74	8		12
	搬送件数	366				44	13	9	62	2	4	154	73			5
	搬送人員	399				67	13	9	62	3	5	161	73			6
55	出場件数	391	3		1	49	13	6	59	1	4	169	73	4	1	8
	搬送件数	356	2			40	13	5	58		4	162	71			1
	搬送人員	379	3			56	13	5	60		4	165	72			1
56	出場件数	426			3	68	16	3	65	1	6	152	106	5		1
	搬送件数	397			1	60	15	3	60	1	6	144	106			1
	搬送人員	423			1	84	15	3	60	1	6	146	106			1
57	出場件数	407	7	2	1	64	12	7	56	3	6	161	81	4		3
	搬送件数	378	4	1	1	55	11	7	53	3	6	153	81			3
	搬送人員	402	5	1	1	73	11	7	55	3	6	153	84			3
58	出場件数	395	1			60	13	8	73	4	5	142	86	1		2
	搬送件数	368				49	13	8	66	3	5	135	85			
	搬送人員	388				62	16	8	71	3	5	137	86			
59	出場件数	452	2		3	91	19	5	61	7	7	174	77	4		2
	搬送件数	420	2		3	81	16	5	54	7	7	168	76			1
	搬送人員	467	2		3	125	16	5	55	7	7	169	77			1
60	出場件数	415	2		1	78	13	4	48	2	2	171	83	4		7
	搬送件数	380	1		1	70	12	4	47	2	1	156	81			5
	搬送人員	409	1		1	96	12	4	47	2	1	157	83			5
61	出場件数	391			1	67	10		65	2	6	165	66	8		1
	搬送件数	348			1	59	10		54	2	4	151	66			1
	搬送人員	377			1	84	10		54	2	4	153	68			1
62	出場件数	414	1		1	67	27	3	47		3	165	90	6		4
	搬送件数	386	1		1	63	19	3	40		3	157	90			3
	搬送人員	405	1		1	86	20	3	40		3	158	90			3
63	出場件数	416			1	66	9	1	59	1	3	176	79	17		4
	搬送件数	375				61	9	1	55	1	2	164	79			3
	搬送人員	380				66	9	1	55	1	2	164	79			3
総計	出場件数	4,387	20	2	16	704	165	49	631	25	46	1,740	865	70	1	53
	搬送件数	4,022	9	1	10	621	149	48	582	23	42	1,646	858			26
	搬送人員	4,314	11	1	10	867	154	48	592	24	43	1,666	870			27

ク 一二年間の救急出場状況

2 事故別町村別救急活動状況（昭和62年1月1日～12月31日分）

年 別	事故種別 項目	火 災	自 然 災 害	水 害	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他				合 計
												転 院	医 師	資 器 材	そ の 他	
総 計	出場件数	1		1	67	27	3	47		3	165	90	6		4	414
	不搬送件数				4	8		7			8				1	28
	搬送人員	1		1	86	20	3	40		3	158	90			3	405
久 万 町	出場件数				23	13	2	21			75	50	3		1	188
	不搬送件数				3	4		2			4					13
	搬送人員				29	9	2	19			71	50			1	181
面 河 村	出場件数				5	1		6		1	16		1			30
	不搬送件数							2			1					4
	搬送人員				7	1		4		1	15					28
美 川 村	出場件数				21	5	1	4			28	21	2			82
	不搬送件数				1	2					2					5
	搬送人員				25	3	1	4			26	21				80
柳 谷 村	出場件数				10	5		4			9	3				31
	不搬送件数					1		2								3
	搬送人員				14	5		2			9	3				33
小 田 町	出場件数	1		1	6	3		9		2	36	16			3	77
	不搬送件数					1		1			1				1	3
	搬送人員	1		1	7	2		8		2	36	16			2	75
管 生	出場件数				2			3			1					6
	不搬送件数															
	搬送人員				4			3			1					8

消防団編成調べ（昭和63年当時）

階級別 団名		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
久万町 消防団	団	1	1	4	4	14	37	212	273
	団本部	1	1	0	0	0	0	0	2
	第一分団			1	1	3	10	53	68
	第二分団			1	1	3	11	43	59
	第三分団			1	1	4	8	60	74
	第四分団			1	1	4	8	56	70
面河村 消防団	団	1	1	7	7		14	86	116
	団本部	1	1	1	1		2	11	17
	第一分団			1	1		2	15	19
	第二分団			1	1		2	12	16
	第三分団			1	1		2	12	16
	第四分団			1	1		2	12	16
	第五分団			1	1		2	12	16
	第六分団			1	1		2	12	16
美川村 消防団	団	1	1	3	3	12	33	189	242
	団本部	1	1			1	1	12	22
	第一分団			1	1	4	10	48	64
	第二分団			1	1	4	12	63	81
	第三分団			1	1	3	10	60	75
柳谷村 消防団	団	1	1	3	3	6	12	99	125
	団本部	1	1	0	0	1		17	20
	第一分団			1	1	2	5	34	43
	第二分団			1	1	2	4	28	36
	第三分団			1	1	1	3	20	26
小田町 消防団	団	1	1	3	3	12	37	213	270
	団本部	1	1			1	2	14	19
	参川分団			1	1	4	12	71	89
	小田分団			1	1	4	14	78	98
	田渡分団			1	1	3	9	50	64
計		5	5	20	20	44	133	799	1,026

ケ 消防団編成の団員数

第五編 行政・財政

## 四 災害史

### 1 久万町の災害について

久万町は古い歴史を持つているが、災害については古い時代の記録が少なく、江戸時代以降の記録だけしか得られない。したがって、これらの記録以外にも多くの災害があったとも考えられるが、記録のないものについては現在知るすべもないので、記録を忠実に整理することにした。資料は「久万町文化史年表」および「小田町郷土史年表」と「久万山手鏡」である。

災害は、気象現象に起因する風水害、雪害、冷害、干害などが中心になるが、その他で火災、伝染病なども災害として見のがすことはできない。

これらの災害による被害額なども知りたいと思っただが、それを調べる資料は得られなかった。

これらの記録を検討すると、昔の人々が度々の火災の類焼を防ぐため瓦葺がきにしたり、松山藩が伝染病がはやると、薬法を民衆に示したりしていることがわかる。洪水、大雨、大雪、台風などの気象現象に苦しみながら、自然と戦って多くの業績を残していった様子がうかがえる。

現在のわれわれの周囲の家、河川、道路などにはそうした昔の人々の苦勞がにじみ出ているようで、人間の力強い歩みをそこに感じずにはいられない。

私たちは先人の歩みの中に、今後の私たちの進むべき最良の道を見出し得るとすれば、幸いであると思う。

## 2 災害史

一一五二 (仁平二年)	菅生山大宝寺大火、全山焼失。(六宝寺縁起)
一六二〇 (元和六年)	七月三日と八月四日大雨あり、河川流れを変える。(久万山手鏡)
一六六〇 (万治三年)	六月久万町村出火類焼一三六戸。(本藩譜)、これより三年後寛文三年にも同記事あり。
一六六九 (寛文九年)	六月晦洪水あり、家屋、田畑流失し死人数数出る。その年の八月一七日台風襲来、その暮一二月に大雪あり。人家多数損失。(久万山手鏡)
一六七五 (延宝三年)	八月四日大水あり。(同右)
一六七九 (延宝七年)	七月一八日大水あり。(同右)
一六八〇 (延宝八年)	八月一四日大水あり。(同右)
一六八一 (延宝九年)	八月五日大水、暮れ大雪あり。
一六八二 (延宝三年)	七月上旬大暴風雨あり。被害受ける。(久万山手鏡)
一六八四 (貞享元年)	一月九日大風と大雨あり。
一六八五 (貞享二年)	五月二日、七月三十一日洪水あり。(久万山手鏡)
一六八六 (貞享三年)	一月五日より七日まで大雪、二月二三日大水、五月九日洪水あり。久万山の田畑冠水する。七月二五日風吹く。(同右)
一六八七 (貞享四年)	九月八日夜一二時より朝六時の一日半大風あり。同年は六月三日より八月上旬まで、雨なく旱魃。(同右)
一六八九 (元禄二年)	七月一六日大風あり。
一六九一 (元禄四年)	八月二日大風あり。久万山米とれず生活困窮する。また、木の被害も多く生活の道なくなる者多し。(久万山手鏡)
一六九三 (元禄六年)	旱魃による被害多し。(同右)
一六九五 (元禄八年)	正月元旦より七日まで大雪。
一六九六 (元禄九年)	一月二八日より二月三日まで大雪あり。その上降り続いて、三尺(約一呎)より七尺(二呎余)までの雪が二月二〇日までであり、なおやまず。(久万山手鏡)

一七二一 (正徳一年)	久万町村大火一九〇戸焼失。(某家記)
一七二四 (正徳四年)	二月久万町村出火、御茶屋ならびに民家残らず焼失。家屋一九六戸。(増田家記)
一七三二 (享保七年)	七月久万町村出火。民家一四七戸焼失。(津田家記)
一八〇八 (文化五年)	大雨、うんかの発生によって大飢饉、餓死者多数。(増田家記)
一八一七 (文化四年)	三月久万町村出火、家屋一〇二戸他に庵一ヶ寺焼失。(三田村秘事録)
一八二〇 (文政三年)	一〇月六日久万町村大火、一〇〇軒余も焼失。(竹内文書)
一八二一 (文政四年)	三月久万町村出火、一五〇戸類焼。その他高札場久万町村野尻村両村の諸帳面旧記録残らず焼失。(増田家記)
一八二五 (文政八年)	三月一日より降り始め、五〇年来の大雪花不作で種麦も乏しかった。その他畑作皆不作。(竹内文書)
一八三九 (天保七年)	久万町村残らず焼失、度々の火災で類焼するため、願い出て瓦葺となる。(増田家記)
一八五四 (嘉永七年)	大凶作、米価騰貴。
一八五七 (安政四年)	一月四、五、七日大地震。(竹内文書、池内家記)
一八七七 (明治〇年)	八月二八日大地震。(竹内文書、池内文書)
一九〇二 (明治五年)	天然痘、コレラ流行。
一九一二 (大正元年)	一月久万町役場火災、全焼、他民家一戸。
一九二三 (大正三年)	四月久万住安町火災、警察署その他二三戸全焼、罹災者七六人。
一九四五 (昭和三年)	関東大震災、久万小学校火災四教室一棟焼失。
一九五三 (昭和六年)	九月県下一円風水害。久万町各地で田畑冠水、家屋浸水、堤防流失する。
一九五五 (昭和三年)	一〇月火災曙町七戸。
一九五五 (昭和三年)	一月火災久万本町四戸。
一九六三 (昭和三年)	九月三〇日台風二二号来襲、被害多し。
	一月一七日寒波来襲積雪多し。
	一月大晦より降りはじめた雪は次々と寒波来襲で降

一九六五 (昭和四年)

一九六七 (昭和四年)

一九八八 (昭和三年)

雪つづき、一月二五日には二尺をこす大雪となり、麦作・森林におよぼす被害大。ささの花がさき、くまささは、ほとんど枯れた。またねずみ大繁殖して、えさを求めて、杉、松の若芽を食い荒らした。

ねずみの森林被害全町におよび、一月ヘリコプターによる殺そ剤の散布を行った。

一月二五日から二七日の積雪(二〇〜六〇cm)により、立木に大きな被害を受ける。被害額、約一〇億円



昭和63年11月の雪害風景